



みどり 水土里ネット 児島湾 だより

第173号

平成30年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「大曲用水機場」の建屋とその内部（8頁に詳細解説）

電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 (086)262-0180(アナログ回線) 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用排水機場関係) 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区	(086)263-5244(FAX)
堤防管理事務所	(086)267-3002 (086)267-3001(FAX) 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

通常総代会挨拶……………	2
通常総代会への祝辞……………	3
通常総代会開催……………	4
平成30年度賦課金・負担金……………	5
平成30年度予算……………	6
平成30年度土地改良事業計画……………	7
役員補欠選挙結果……………	8
児島湖流域清掃大作戦参加報告…	9
総代視察報告……………	10
児島湾干拓の歴史……………	13
理事長農林漁業功労者表彰報告…	14
事務局人事異動……………	15
転用等、地区除外に伴う決済金…	16

平成29年度 通常総代会 理事長挨拶

平成30年 3月 9日

理事長 宮 武 博



平成29年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。
本日、皆様方には、お忙しい中を早朝より多数お集まりいただき、誠にありがとうございます。

皆様方には日頃から当改良区の運営につきまして格別のご尽力をいただき、ありがとうございます。改めて感謝申し上げます。

本日の総代会で審議いただきます案件は、ご案内のとおり、18議案を提出しています。これらの議案は、委員会、理事会において慎重に審議を重ね、全会一致での提案であります。総代各位には、十分なる審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

さて、本年は冬季オリンピック開催の年でありました。先日までお隣の国、韓国の平昌で熱い戦いが繰り広げられ日本人選手たちの活躍に国中が沸いたのは、記憶に新しいところです。国のプライドと、国民の期待を背負い出場する選手達が懸命に戦う姿は美しく人を感動させる力がありました。オリンピック委員会は、スポーツを通じて世界平和の実現を目指しているとの事です。スポーツにはそれだけの力があると云う事でしょう。人を感動させるものには大きな力があります。美しい風景もまた人を感動させます。当改良区が、管理している児島湖は年々その水質を改善していますが依然、誰の目にも美しい湖とはいえません。児島湖が昭和60年に湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼に指定されて以来、岡山県では5年ごとに水質保全に関し実施すべき施策の計画を策定し、関係機関と一体となって水質保全に取り組んできました。中でも児島湖流域下水道浄化センターの供用開始などもあり水質は徐々に改善してきましたが平成18年頃から改善状況が進まなくなりました。笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川などが流れ込む児島湖は、その流域に岡山市、倉敷市、玉野市、総社市等を抱えており、河川を通して流れ込んだ生活雑排水が底泥として堆積し、そこから富栄養成分が溶出している事が、水質改善が進まない原因ではないかと推測されています。児島湖の浚渫は国営農地防災事業で平成18年まで10年以上にわたって行われ水質浄化に寄与しましたが、澄んだきれいな水を取り戻すまでには至っていません。茶色く濁った児島湖の水の色は珪藻など微生物が繁殖しているもので実は見た目ほど汚くないそうです。美しくない汚いイメージが児島湖への無関心を生み、そのことが環境改善を遅らせています。かつて児島湖は岡山県民の誇りであったはずですが、世紀の大事業によって巨大な人造湖を生み出した先人の偉業に少しでも報いるためにも児島湖を美しく保ち、その美しい風景により地域住民の郷土愛を醸成し、人づくり、地域づくりの精神的拠り所となってほしいと考えています。そのためには、地域住民一人一人が、環境美化の意識を持ちゴミのない河川・用水路を実現しなくてはなりません。

児島湾土地改良区にとりましても大雨による排水ポンプ稼働時に排水と共に大量に押し寄せるゴミは深刻な問題であり、その対応に苦慮しておりますが自らの持たされた役割の中で関係機関と協力しながら児島湖美化に取り組み各種農業施設の維持管理をとおして、役割を果たして参りたいと考えていますので、総代の皆様におかれましても今後ともご協力のほど、よろしくお願い致します。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

◇平成29年度通常総代会の開催について

平成29年度通常総代会が、平成30年3月9日（金）午前9時から児島湾土地改良区4階大会議室において総代75名、役員12名出席のもとで開催されました。当日の議長には「横江博通」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、参議院議員^{しんどうかねひこ}進藤金日子様、岡山市長^{おおもりまさお}大森雅夫様からのメッセージを朗読しました。続いて宮武理事長からの提案趣旨説明の後、議案審議に入り提出された18議案が、賛成多数で原案どおり可決されました。提出議案は、次のとおりです。

なお、議案第18号の審議にあたり中国四国農政局の担当者から国営土地改良事業「児島湾沿岸地区」の事業概要説明を受けました。事業概要参考資料は、別添のとおりです。

I 議案

- 議案第1号 平成29年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第2号 平成29年度（株）日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第3号 平成29年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第4号 平成29年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第5号 平成29年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第6号 平成29年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の議決について
- 議案第7号 未納賦課金の不納欠損処分の承認について
- 議案第8号 平成30年度関係土地改良事業計画の議決について
- 議案第9号 平成30年度（株）日本政策金融公庫資金借入計画の議決について
- 議案第10号 平成30年度藤田用水管理事業実施計画の議決について
- 議案第11号 平成30年度一般会計・特別会計収支予算の議決について
- 議案第12号 平成30年度役員報酬の議決について
- 議案第13号 平成30年度賦課金・負担金等徴収の議決について
- 議案第14号 平成30年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について
- 議案第15号 平成30年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算の議決について
- 議案第16号 平成30年度一時借入金の議決について
- 議案第17号 平成30年度歳計現金預入先の議決について
- 議案第18号 国営土地改良事業「児島湾沿岸地区」の平成31年度着工要望について

◇平成30年度賦課金・負担金について

平成30年度の賦課金・負担金は、次のとおりです。

1. 賦課金

平成30年度児島湾土地改良区賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	2,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積 (平成30年4月1日現在)に乘算する。	
内 訳	一般経常費	1,830円
	堤防維持管理負担金	170円
	計	2,000円

(注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》《藤田都・大曲地区》《藤田錦六区地区》

平成30年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区並びに、藤田錦六区地区の受益農地から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積 (平成30年4月1日現在)に乘算する。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

3. 県営事業賦課金《藤田錦地区》

県営かんがい排水事業藤田錦地区の平成30年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田錦地区及び東畦地区の受益農地から賦課徴収するものとする。

◎ 1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎ 賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成30年4月1日現在)に乘算する。	
内 訳	県営事業賦課金	2,500円
	県営事務賦課金	500円
	計	3,000円

上記の賦課金は、平成30年度から平成33年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行う。賦課された組合員から一括前納(預託)の届出があった場合は、受けるものとする。また、この賦課金は特別会計で処理する。

4. 徴収期日

平成30年7月31日 (全期徴収)

5. 徴収委託先

- | | |
|-------------|-----------|
| ①岡山市農業協同組合 | ④トマト銀行 |
| ②岡山市浦安土地改良区 | ⑤理事・監事・総代 |
| ③中国銀行 | |

6. 農家負担軽減調整負担金(10,000千円)の徴収については次のとおりとする。

平成30年度負担区分

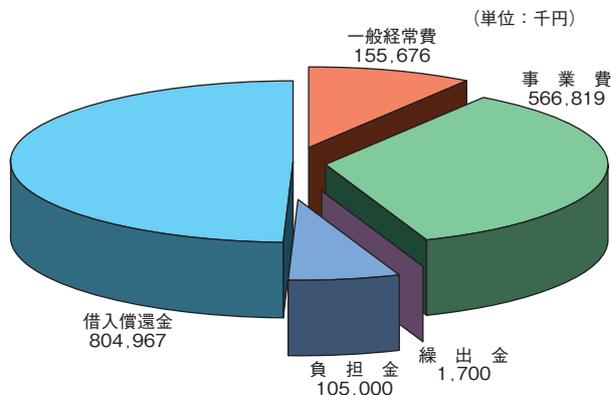
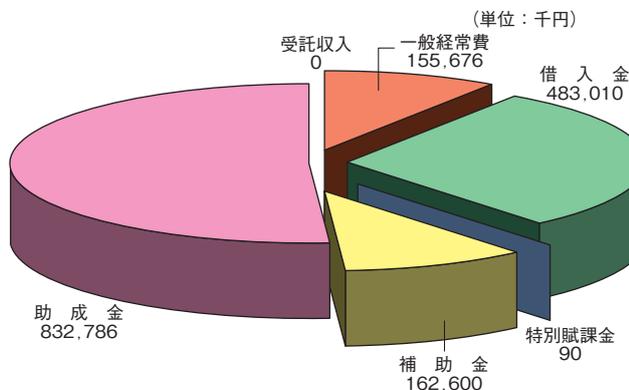
覚書による自治体関係	岡山市	9,213千円
	玉野市	787千円
	計	10,000千円

◇平成30年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 1,634,162千円

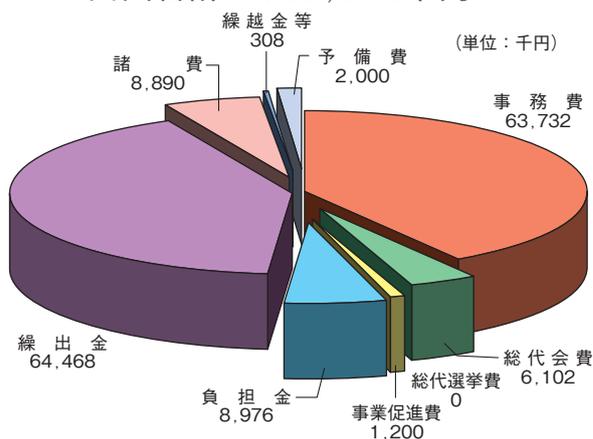
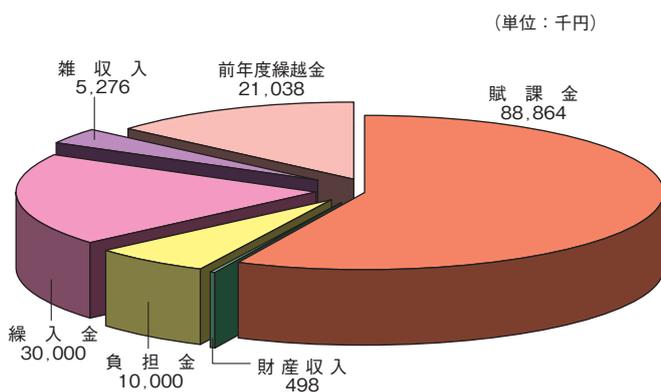
支出合計 1,634,162千円



【一般経常費】

収入合計 155,676千円

支出合計 155,676千円



◇平成30年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科目	金額
作業受託収入	69,984
管理賦課金	13,320
雑収入等	2,371
合計	85,675

[支出] (単位：千円)

科目	金額	
	基幹水利施設	藤田用水
点検整備費	1,087	271
施設管理費	28,895	7,920
施設費	1,298	740
調査費	320	
諸油脂費	97	130
整備補修費	7,501	2,000
電力費	28,087	1,750
管理諸費等	1,323	1,330
整備積立金		1,176
消費税	1,376	3
小計	69,984	15,320
諸費		100
次年度繰越金		271
合計	85,675	

◇平成30年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,978
作業受託収入	319,633
雑収入等	545
計	323,156

[支出]

(単位：千円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児 島 湖 管 理	そ の 他	計
点検整備費	1,996	4,701		1,750	8,447
施設管理費	117,177	24,484			141,661
施設費	6,044	8,133	9,543		23,720
調査費	89				89
諸油脂費	139	163		565	867
整備補修費	0	73,766			73,766
電力費	4,962	57,610		907	63,479
消費税				7,604	7,604
諸費				3,523	3,523
計	130,407	168,857	9,543	14,349	323,156

◇平成30年度土地改良事業計画について

平成30年度土地改良事業計画は、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計33地区、事業費52,300万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎農業基盤整備促進事業 [3地区 10,500万円]

地区名	北七区6条2の2、北七区8条、西七区5条2
-----	-----------------------

◎農地耕作条件改善事業 [4地区 20,500万円]

地区名	西七区2条2、西七区支線64号、西七区支線77号、西七区支線81号
-----	-----------------------------------

◎小規模土地改良事業 [1地区 1,000万円]

地区名	西七区4号
-----	-------

◎非補助土地改良事業 [24地区 20,100万円]

地区名	大曲舗装2、内尾南、中畦南樋門、錦沖4南2、錦西18樋門、錦西23樋門、錦六区横2南樋門、鞆津川樋門、西七区支線16号、西七区支線51号、西七区支線102号、西七区支線116号、西七区支線128号、北七区支線6号、北七区支線30号、北七区支線36号、北七区支線66号、北七区支線82号、沖2東詰宮川筋交差樋門、丘2中樋門、片岡浜1番川、片岡浜4番川、宗津東町3番川、宗津西町3番川
-----	--

◎非補助土地改良事業（維持管理） [1地区 200万円]

地区名	藤田用水維持管理3
-----	-----------

◇**訃報 村田理事**（被選挙区第 2 区）、**後藤理事**（被選挙区第 4 区）

本土地改良区役員の村田 樹男氏が平成30年1月19日に、後藤 弘氏が平成30年3月11日に逝去されました。

故村田氏は、昭和47年8月2日から約44年間総代として、その後平成28年4月16日に理事に就任されました。

故後藤氏は、平成8年8月2日から約12年間総代として、その後平成20年4月16日に理事に就任されました。両氏には、土地改良事業の推進など改良区運営において多大な尽力を賜りました。これまでの功績に深く感謝するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

◇**役員（理事）の欠員に伴う補欠選挙結果**

本土地改良区第2区被選挙区において、欠員となっていた理事の補欠選挙が役員選挙規程第28条の規定に基づき、平成30年3月9日開催の通常総代会において執行され、新理事が無投票で次のとおり選出されました。

第 2 区（玉野市東七区、南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木地区）

藤 原 義 則 氏

なお、選出された役員の任期は、平成30年3月20日から平成32年4月15日までです。

また、現在欠員となっている第4区の補欠選挙は、平成30年10月開催予定の第 1 回臨時総代会にて行う予定です。

表紙の解説

名 称：大曲用水機場	所 在 地：岡山市南区藤田地内
事 業 名：国営農業水利事業	受 益 面 積：870ha
使用目的：用 水	ポンプ形式：横軸渦巻ポンプ
ポンプ口径及び台数：700mm 2台	用 水 量：2.00m ³ /S×2台
P C タンク：壁高 25.0m、内径 13.9m、容量 3,700m ³	

児島湖流域清掃大作戦



開会挨拶を行う宮武理事長

岡山県では、毎年9月～11月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となり、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。その行事の一環として、児島湖をはじめ流入河川等において、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国・県・市町職員に参加を募り、「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今回は11月5日（日）に、児島湖流域関係市・町の会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「平成29年度児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ役職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励みました。また、今回は啓発活動の一環として、清掃活動後に清掃参加者による児島湖へのフナ、モロコ、テナガエビの放流も行われました。



清掃活動を行う参加者

主催者側の報告によると全会場で、総勢約4,244人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約37.73トンのゴミが回収されました。



清掃活動後、魚の放流活動

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。

総代研修 琵琶湖干拓大中の湖土地改良区を視察

役員と総代が交互に行っている視察研修は、昨年度は総代の実施年度で、平成29年11月21日に滋賀県東近江市にある琵琶湖干拓大中の湖土地改良区を、総代21名、理事1名、事務局4名の計26名で視察しました。当日は、森井事務局長をはじめ職員の出迎えを受け、事前に依頼した研修事項について五十子事務局長補佐から丁寧な説明を受けました。

【琵琶湖干拓大中の湖土地改良区の概要】

昭和41年5月12日に設立され、平成28年度末現在で、組合員数384名、総代35名、役員は理事12名、監事3名で事務局は、職員4名、嘱託職員2名、臨時職員3名の計9名で運営されている。平成28年度の会議状況は、総代会2回、理事会年6回（内定例3回）、監事会3回（内定例2回）、監査2回、工事委員会を2回開催しており、委員会としてはほかに総務委員会がある。

受益地は、近江八幡市・東近江市にまたがっており、受益面積は、930haである。

事業としては、用排水施設（用水機場 2機場、樋門 7カ所、用水路約64.8km、排水路約54.5km）、道路 約53.5km等の管理や施設整備のための各種事業並びに、主に暗渠排水事業として農地耕作条件改善事業、基盤整備促進事業等の土地改良事業を実施するとともに、後に示す国営応急対策事業が平成27年度から実施されている。

【農地転用・賦課金等について】

農地転用は、県営事業などで買収される道路用地が一部あるが、基本的には牛舎・農舎などの農業用施設用地以外の転用はなく、改良区設立当時から転用総面積は約45haで、平成28年度の転用面積は、約1.21haとなっている。

農地転用に伴う決済金は、農業用施設に用いる場合念書を交わし免除しているが、転用地から他目的使用料を徴収している。

経常賦課金の算定は、経常経費や単独事業費・負担金などの費用10年間平均で算出。特別賦課金は、平成20年3月の総代会で、国営事業のために年間3千万円の積立を行う旨の議決がなされた。平成27年3月時点で国営事業負担分相当額は積み立てられたが、国営事業で実施される大幹線水路改修は1.19km程度でごく一部であり、現状未定であるが今後、県営事業などの同水路の改修に備え、平成27年からは年間2千万円以上の積立を行うこととなっている。財政状況について、事業実施に伴う長期借入金がゼロであり、前述した事業積立、備荒積立を計画的に行うなど適正な運営がなされている。



視察先での研修状況

- 平成28年度賦課金等単価（平成29年度の単価も28年度と同様）（単位：1,000㎡当たり）
- | | | | |
|--------|--------|-----------------------------|------------------|
| 経常賦課金 | 5,500円 | 平成28年度徴収率100% | （平成28年度まで未収金はなし） |
| 特別賦課金 | 2,500円 | 〃 | （ 〃 ） |
| 他目的使用料 | 8,000円 | （経常・特別賦課金の合計額）平成28年度徴収率100% | |
- ・徴収方法は、農協からの口座引落しが94%で、残りは現金徴収となっている。

【地区及び周辺の概要】

琵琶湖の周辺には大小40余の内湖があり、これらの内湖は水深が浅いため大正時代の調査において干拓の最適地と認められたが、諸事情により事業実施には至らなかった。その後戦時食糧対策の

一環として昭和19年に農地開発営団によって干拓事業が始まった。まず40余の内湖の中で、比較的容易な10カ所の内3カ所を営団が実施し、残りを農林省が滋賀県に施工を委託した。その後に営団が施工していた3カ所と、県に施工委託していた内の1カ所（小中の湖地区）を農林省が引き取り、直轄工事として行うとともに、内湖干拓計画を全般的に再検討した結果、大中の湖地区が追加されることとなる。大中の湖は、周辺農地の用水源、大雨時の地区外から流入水の遊水池としての機能を果たしており、さらに魚類の産卵の適地であったため、周辺地区の用水確保、地区外からの流入水の排除、魚類の保護並びに漁業補償対策という大きな課題があった。（大中の湖地区事業内容は、下記のとおり）

上記問題を解決するため、干拓にあたり湖の周囲に堤を築き、承水溝とすることで用水源の確保と地区外から流入してくる水の排除機能を保つ計画となった。漁業問題も、補償に関し昭和32年に妥結することとなった。そして事業が進捗し、昭和39年に干陸することとなるが国営事業の範囲は基幹施設であり、地区内の整地工事等（用排水路、地均工、暗渠排水工、付帯護岸工）は、受益者負担で自ら施工することとなっていたため、入植者負担が重くなり営農計画に支障を来すこととなる。補助制度はほかにもあったが、当時は未だ3条資格者が確定していない状況だったため、再三の陳情の結果、一部を除き暗渠排水工、付帯護岸工等と一部の境界水路を国営で施工することとなる。だが、まだ入植者の負担は大きく、上述した補助事業の適用課題も解決できていなかった。昭和41年6月に「干拓地区内農地整備事業」という新制度が予算要求されることが決定し、8月に予算要求説明が始まるが、大蔵省は農林省補助制度を整理すべき段階で新制度を認めず、平行線をたどる。しかし農林省、県が総力を挙げての大蔵省への陳情の結果、翌年1月に県営補助整備新規採択40地区の備考欄に「干拓地1地区を含む」とされ、昭和41年度着工となる。

大中の湖は、高所得水準の自立営農家の育成も目的の一つであったため、大型機械を中核とした8戸単位の集団栽培方式が採用され、入植者は、一戸あたり平均農地4ha（地区中央部の水田3ha、住宅周辺に1ha）、宅地0.1haの配分とし、農地は上記単位にまとめて配分された。また増反者には、約110haの農地を大中周辺に所有している農地と併せて2haになるように配分された。昭和42年4月には216戸の入植者全員が営農することになるが、配分された農地の土壌条件は千差万別で地力差が大きく、腰まで入るヘドロ地帯や機械が使用できない圃場があるなど大半の入植者は苦難の連続で血のにじむ努力がなされた。入植初期は、水稻の単作でカントリーエレベーターが建設されるなど大型機械を使用し協業経営が展開されていたが、次第に稲作協業経営から個別に移行され、水田裏作にキャベツ等が栽培されはじめ、昭和45年の米の生産調整を契機に西瓜、キャベツ、白菜、飼料作物などの転作による水田複合経営が盛んとなり、その後は所得拡大のためハウスや肉牛肥育の多頭化などの資本の集約化経営へと進展した。大中の湖地区は、県下1ha以上の大区画水田の約62%を占め、当地区の担い手農家の年齢構成は65歳未満が約7割となっている。さらに認定農業者数は増加傾向にあり、県の10%程度となっている。

【前歴事業 国営琵琶湖干拓事業「大中の湖地区」概要】

1. 事業目的：緊急食糧増産計画に基づき、戦後の食糧増産及び大型機械利用を可能とする大規模営農による生産性の向上とそれに伴う高所得水準の自立営農家の創設のため。
2. 事業期間：昭和21～昭和42年度
3. 主要工事：造成面積：約1,145ha 堤防（傾斜堤）：（北部1,640m・南部2,796m）
 用水路工：1式 承水溝（注1）：2本（東部・西部）
 排水路工：1式 地区内道路等：1式
 排水機場：1カ所（新田排水機場 当時φ800mm×2台、φ1,200mm×3台）
 （注1）：農地へ用水を排水する機能と排水機能を併せ持つ施設
4. 総事業費：約32億円（31億7,700万円）
5. 施設管理：当該土地改良区に管理委託：大幹線水路（昭和47年2月2日 協定締結）
 新田排水機場は、その後減反政策による畑化に伴い3台増設された。管理については、

昭和47年2月2日に農林省から改良区が管理受託をしたが、平成8年10月1日から市に管理が移管されている。

【国営施設応急対策事業「大中の湖地区」について】

○事業に至る経緯及び目的

上述した国営事業によって建設された基幹的農業用施設は、事業完了後かなりの年数が経過しており、排水ポンプ設備の度重なる故障による排水機能の低下が確認された。また機能診断の結果、排水ポンプ（洪水用）の更新が必要と判定され、排水機場に直結する大幹線水路の矢板本体の腐食等による貫通穴や矢板肉厚の許容値を超える減少が見受けられる区間が確認された。

さらに、干拓地の排水用のポンプ8台（洪水用6台、常時排水用2台 増設2回）が3棟に分割設置されている新田排水機場建屋の耐震性能照査を実施した結果、3棟の内2棟が、上・下部工ともに耐震補強が必要との結果となった。排水機能低下並びに施設の維持管理費に多大な費用と労力を要している現状であるとともに、大規模地震の発生により排水機場が喪失した場合、人命及び財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。そのため、本事業では施設の機能保全並びに耐震化にかかる整備を一体的に行うことで、排水機能の維持及び維持管理費軽減による農業生産性の確保、農業経営の安定化を図り、併せて国土保全に資するものである。

○事業内容

1. 受益面積：930 ha
2. 関係市：滋賀県近江八幡市・東近江市
3. 工期：平成27年度～平成31年度（予定）
4. 主要工事：新田排水機場改修 1式、大幹線排水路改修 L:1.19km
 - ・新田排水機場（現況）（計画）
 - 建屋 3棟 → 1棟（2棟を廃止し耐震性能を有する第2棟隣に増築）
 - 洪水用ポンプ（φ1,200mm）6台 → 3台（φ1,650mm）増築建屋に統合更新（6.32㎡×3）
 - 常時排水用ポンプ（φ 800mm）2台 → 2台（φ 800mm）既存の第2棟に移設（1.30㎡×2）
 - ・大幹線排水路改修 L:1.19 km（右岸：265m、左岸：924m 鋼矢板水路工等）
5. 総事業費：48億円（予定）
6. 予定負担割合：新田排水機場（耐震対策一体型）
 - 国2/3（66.6%）、滋賀県 30% 関係市 3.4%、土地改良区 —
 - 大幹線排水路
 - 国2/3（66.6%）、滋賀県 17% 関係市 6%、土地改良区 10.4%



研修先改良区事務局長並びに研修者

◎まとめ

今回の先進地は、干拓地であり干拓地特有の排水問題や地盤沈下に加え、藻の大量繁殖に伴う通水障害や施設の老朽化など当改良区と同様の問題を抱えている。ただ、一方で上述したとおり大区画の水田を基盤に20代・30代の若い担い手が多く、認定農業者数も増加傾向であるなど、全国的に農業従事者の高齢化に苦しむ現状において、まさしく先進地と呼ぶにふさわしいところであった。

この先進地視察を通じ、当改良区も押し迫っている諸問題に対し、より真摯に向きあわなければならない事を痛感させられた。

児島湾干拓の歴史

児島湾だより 172号に引き続き特集記事（岡山平野及び児島湾周辺の干拓について）を掲載いたします。

現

代

民営大干拓時代

～児島湾干拓の始まり～

明治12年（1879年）、廃藩置県により職と地位を失った当時の士族（江戸時代当時の武士階級の者）が結社を結成し、干拓についての請願運動を国や県に対して行った。しかし、3,000ha～4,000haという大規模な事業であったため、資金難を理由にこれを断念する。結社は、国や県だけでなく様々な民間企業に資本の捻出を要請した。結果的に大阪の藤田伝三郎に児島湾干拓計画を委ねることになった。



藤田伝三郎

民営大干拓時代

～高崎地区及び藤田地区の干拓開始～

まず始めに、1区(現在の高崎地区)の干拓及び藤田(現在の都、大曲、錦)地区（図1斜線部分）の干拓が進められた。後に干拓が完了した際には1区を灘崎町、荘内村に編入し、その地域を西高崎、東高崎と名付けた。第2区については、一部は興除村に編入し、その他は藤田村となり、それぞれ1区は大曲、2区は都、3区は錦と名付けた。その後も干拓は昭和時代まで続けられた。下記表1参照

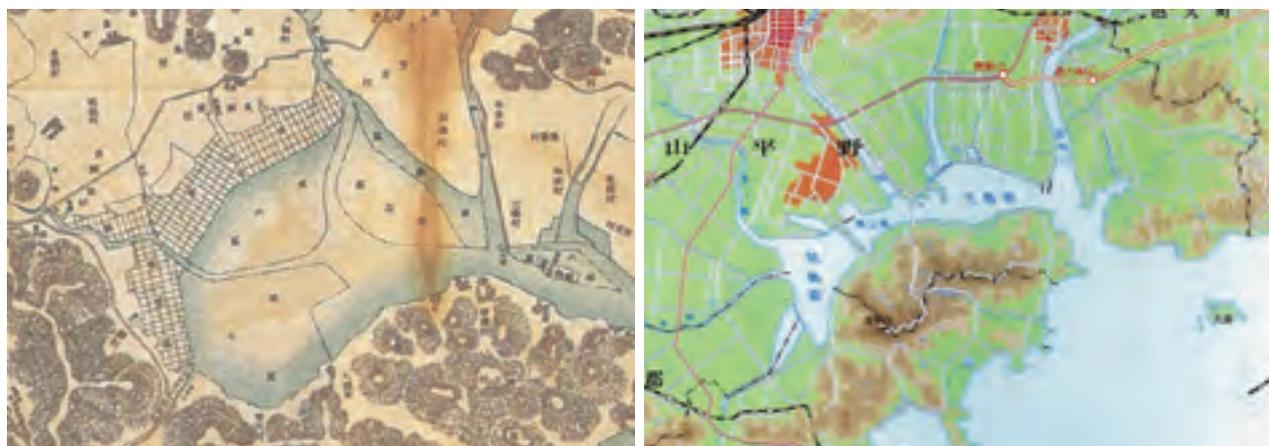


図1 R.A.ムルデルが作成した児島湾干拓計画図と現在の岡山平野
図1の地図は、日本政府の要請で、児島湾干拓の調査を行ったオランダ人土木技師R.A.ムルデルが作成した児島湾干拓計画図である。

表 1 児島湾干拓一覧表

工 区	竣工地名	面 積	工 期	期 間
第1区	玉野市東高崎 灘崎町西高崎	466町歩	明治32年～明治38年	7年
第2区	藤田村大曲、都、錦	1,230町歩	明治32年～明治45年	14年
第3区、第5区	岡山市海岸通外	1,210町歩	昭和8年～昭和25年	18年
第6区	藤田村都、錦	922町歩	昭和14年～昭和30年	17年
第7区	玉野市東七区、南七区 灘崎町西七区、北七区	1,646町歩	昭和19年～昭和38年	20年

4区、8区については干拓工事が行われなかった。

※面積及び工期の年数については、参考文献によって異なっている場合があります。

参考文献：①児島湖発達史

②岡山平野鳥瞰記 永忠と蕃山：中国四国農政局山陽東部土地改良建設事務所発行



本土地改良区の宮武理事長が、長年にわたり児島湾締切堤防と干拓地内にある用排水機場の適切な操作に努め、農業用水の安定供給と洪水被害防止等の安全確保に貢献を果たすとともに、児島湾締切堤防の安全性の確保のため平成29年度から国営総合農地防災事業（全体実施設計）の事業着手に貢献した功績が認められ、岡山県農林漁業功労者表彰（知事表彰）を受賞しました。

授賞式日時：平成29年10月24日（火）

10時から

岡山県庁 3階大会議室にて



知事表彰を受ける宮武理事長

◇事務局人事異動

○採用（平成30年 4 月 1 日付）

事務局長（嘱託）	佐 山 義 和（更 新）
次長 施設管理課長事務取扱（嘱託）	國 定 一 郎（更 新）
農村整備課 工事係 書記（嘱託）	伊 澤 信（更 新）

○昇 任（平成30年 4 月 1 日付）

堤防管理事務所 堤防管理係 主任	武 田 泰 典（堤防管理事務所 堤防管理係 書記）
総務課 会計係 主任	辻 本 泰 宣（総務課 会計係 書記）

○配置換（平成30年 4 月 1 日付）

施設管理課 管理係 係長	高 原 英 一（施設管理課 管理係 主任）
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	杼 山 明 憲（堤防管理事務所 堤防管理係 書記補）
農村整備課 工事係 技師	高 橋 拓 真（農村整備課 工事係 技師補）
維持管理課 管理係 係長	岡 田 哲 明（堤防管理事務所 堤防管理係 係長）
施設管理課 管理係 主任	森 淳 一（維持管理課 管理係 主任）
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	三 木 洋 平（施設管理課 管理係 書記）
維持管理課 課長	濱 田 達 典（維持管理課 課長 管理係長事務取扱）
堤防管理事務所 所長 堤防管理係長事務取扱	田 宮 克 志（堤防管理事務所 所長）

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用していただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年 7 月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行を、ご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 0 8 6 - 2 6 2 - 0 1 7 5 へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが必要です。

平成30年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。（平成30年度）

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料		
全 域	1㎡当たり 5.07円	1㎡当たり 10円	1筆当たり 1,500円		
区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
都六区 (パイプライン)	1㎡当たり 21.40円	都・大曲 (パイプライン)	1㎡当たり 31.27円	錦六区 (パイプライン)	1㎡当たり 35.06円

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

◎公共事業の転用決済金について

公共事業（道路、河川、学校用地、公園など）用地として買収または寄付される農地についても、転用決済金の納付が義務づけられています。

◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をしてください。

◎組合員の資格取得・喪失の届出のお願い

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きを行っても、当改良区には通知されないため、改良区への届出が必要となります。（土地改良法第43条）

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地を喪失または取得した場合（農地の売買、経営移譲、贈与等）、両者による通知
3. 住所を変更した場合

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)